新	旧
٨/١	IH
(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等) 第2条 法第8条第2項の申請書は,一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)とする。 2 知事は,法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは,一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第2号。次条及び第4条において「許可証」という。)を交付するものとする。	
(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等) 第3条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、前条第2項 の規定により交付された許可証を <u>毀損</u> し、若しくは汚損し、又は紛失した ときは、遅滞なく、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書 (様式第3号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見 したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。	(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等) 第2条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、省令第4条 <u>の3</u> の規定により交付された許可証を <u>き損</u> し、若しくは汚損し、又は紛失 したときは、遅滞なく、一般廃棄物処理施設/設置/変更許可証再交付申 請書(様式第1号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見 したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。
(削除)	(一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更の届出) 第3条 法第8条第1項の許可を受けた者は、氏名又は住所(法人にあって は、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に、一 般廃棄物処理施設設置者の氏名等変更届出書(様式第2号)によりその旨 を知事に届け出なければならない。
(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請書) 第5条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査 申請書(様式第4号)とする。	(一般廃棄物処理施設の承継の届出) 第5条 法第9条の5第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。 (1) 譲受け又は借受けの場合 譲り受け、又は借り受けたことを証する書 類 (2) 相続の場合 相続人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本並びに相続人 が2人以上あるときにおいて、その全員の同意により許可を受けた者の地

- (一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書等)
- 第6条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第5号)とする。
- 2 <u>省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施</u>設定期検査結果通知書(様式第6号)とする。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告書)

- 第7条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第7号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請書)
- 第8条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申 請書(様式第8号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出書)
- 第9条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第9号)とする。
 - (一般廃棄物の最終処分場における埋立処分の終了の届出書)
- 第10条 <u>省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄</u> 物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第10号)とする。
 - (一般廃棄物の最終処分場における廃止の確認の申請書)
- 第11条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する 場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分 場廃止確認申請書(様式第11号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書)
- 第12条 省令第5条の5の3の届出書は、一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(様式第12号)とする。

<u>位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意</u> 書

(3) 合併の場合 合併を証する書類及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

- 第13条 <u>省令第5条の5の5第1項の申請書は</u>, 熱回収施設設置者認定申請書(様式第13号) とする。
- 2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設に係る認定を したときは、熱回収施設設置者認定証(様式第14号)を交付するものとす る。

(熱回収施設の休廃止等の届出書)

第14条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書 (様式第15号) とする。

(熱回収報告書)

第15条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第16号) とする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第16条 法第9条の3第1項の規定による届出は,一般廃棄物処理施設設置 届出書(様式第17号)により行うものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出書)

第17条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書 (様式第18号) とする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可の申請書)

第18条 <u>省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借</u>受け)許可申請書(様式第19号)とする。

(一般廃棄物処理施設の合併(分割)の認可の申請書)

<u>第19条</u> <u>省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設合併(分割)</u> <u>認可申請書(様式第20号)とする。</u>

(一般廃棄物処理施設の相続の届出書)

第20条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第21号)とする。

(産業廃棄物の積替え場所及び保管場所の表示)

- 第21条 政令第6条第1項第1号ハにおいてその例によることとされる政令第3条第1号へ(1)の規定及び政令第6条の5第1項第1号ロにおいてその例によることとされる政令第4条の2第1号ト(1)の規定による積替えの場所であることの表示は、様式第22号により行うものとする。
- 2 政令<u>第6条第1項第1号ホ</u>及び<u>同項第2号口(1)</u>においてその例によることとされる政令<u>第3条第1号リ(1)(ロ)</u>の規定並びに政令<u>第6条の5</u>第1項第1号二及び<u>同項第2号チ(1)</u>においてその例によることとされる政令<u>第3条第1号リ(1)(ロ)</u>の規定による保管の場所であることの表示は、様式第22号により行うものとする。

(指定業者の申請)

第22条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の知事の指定を受けようとする者は、指定業者申請書(<u>様式第23号</u>)により知事に申請しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付の申請等)

- 第23条 産業廃棄物収集運搬業者,産業廃棄物処分業者,特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下「産業廃棄物処理業者」と総称する。)は、省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の規定により交付された許可証を<u>毀損</u>し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式第24号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた産業廃棄物処理業者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の返納)

第24条 産業廃棄物処理業者は、当該許可を取り消された<u>とき、</u>その収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部を廃止した<u>とき又は当該許可の有効期間が経過したことによって当該許可の効力を失ったときは</u>、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物の積替え場所及び保管場所の表示)

- 第6条 政令第6条第1号Iにおいてその例によることとされる政令第3条 第1号I(1) の規定及び政令第6条の4第1号I(1) においてその例によることとされる政令第4条の2第1号I(1) の規定による積替えの場所であることの表示は、様式第3号により行うものとする。
- 2 政令<u>第6条第1号ロ</u>及び<u>同条第2号ロ(1)</u>においてその例によることとされる政令<u>第3条第1号二(1)</u>の規定並びに政令<u>第6条の4第1号二</u>及び<u>同条第2号ホ</u>においてその例によることとされる政令<u>第4条の2第1号ト(1)</u>の規定による保管の場所であることの表示は,<u>様式第3号</u>により行うものとする。

(指定業者の申請)

第7条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の知事の指定を受けようとする者は、指定業者申請書(<u>様式第4号</u>)により知事に申請しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付の申請等)

- 第8条 産業廃棄物収集運搬業者,産業廃棄物処分業者,特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下「産業廃棄物処理業者」と総称する。)は、省令第10条の2、第10条の6、第10条の10又は第10条の18の規定により交付された許可証をき損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、/産業廃棄物/特別管理産業廃棄物/収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式第5号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた産業廃棄物処理業者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の返納)

第9条 産業廃棄物処理業者は、当該許可を取り消された<u>とき又は</u>その収集 若しくは運搬若しくは処分の事業の全部を廃止した<u>ときは</u>、10日以内に、 当該許可証を知事に返納しなければならない。 (産業廃棄物収集運搬業等の欠格要件に係る届出書)

第25条 省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書は、産業廃棄物(特別 管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)の欠格要件に係る届出書(様式第 25号)とする。

(産業廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等)

- 第26条 法第15条第1項又は<u>第15条の2の6第1項</u>の許可を受けた者は、省令第12条の5の規定により交付された許可証を<u>毀損</u>し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、<u>産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証</u>再交付申請書(様式第26号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の許可証の返納)

第27条 法第15条第1項又は<u>第15条の2の6第1項</u>の許可を受けた者は、当該許可を取り消されたとき又は当該許可に係る産業廃棄物処理施設を廃止したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等)

- 第10条 法第15条第1項又は<u>第15条の2第1項</u>の許可を受けた者は、省令第12条の5の規定により交付された許可証を<u>き損</u>し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、<u>産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証再交付申請書(様式第1号)</u>により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更の届出)

第11条 法第15条第1項の許可を受けた者(産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。)は、氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に、産業廃棄物処理施設設置者の氏名等変更届出書(様式第2号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設の許可証の返納)

第12条 法第15条第1項又は<u>第15条の2第1項</u>の許可を受けた者は、当該許可を取り消されたとき又は当該許可に係る産業廃棄物処理施設を廃止したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の承継の届出)

- 第13条 法第15条の4において準用する法第9条の5第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 譲受け又は借受けの場合 譲り受け、又は借り受けたことを証する書 類
- (2) 相続の場合 相続人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本並びに相続人 が2人以上あるときにおいて、その全員の同意により許可を受けた者の地 位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

- 第28条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設におい て処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第27号)とする。
- 2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処 理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第28号)とする。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に おいて処理する一般廃棄物変更等届出書(様式第29号)により行うものと する。

(産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書)

第29条 省令第12条の11の3の届出書は、産業廃棄物処理施設設置者の欠格 要件に係る届出書(様式第30号)とする。

(届出台帳の調製等)

- 第30条 省令第15条の8第1項の帳簿は、最終処分場届出台帳(様式第31号) とする。
- 2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲 覧請求書(様式第32号)により行うものとする。
- その他当該台帳の閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(削除)

(廃棄物再生事業者の登録の申請書)

第31条 政令第17条第1項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式 第33号)とする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第32条 政令第19条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第|第16条 政令第16条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第

(3) 合併の場合 合併を証する書類及び合併後存続する法人又は合併によ り設立された法人の登記事項証明書

(届出台帳の調製等)

- 第14条 法第19条の5第1項の最終処分場の台帳(以下「台帳」という。)は、 最終処分場届出台帳(様式第6号)とする。
- 2 法第19条の5第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲 覧請求書(様式第7号)により行うものとする。
- 3 法第19条の11第1項の最終処分場の台帳の閲覧場所,閲覧日,閲覧時間 3 台帳の閲覧場所,閲覧日,閲覧時間その他台帳の閲覧に関し必要な事項 は、知事が別に定める。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第15条 法第20条の2第1項の規定による登録の申請は、廃棄物再生事業者 登録申請書(様式第8号)により行うものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

34号。次条及び第36条において「登録証明書」という。)とする。

(廃棄物再生事業者登録証明書の再交付の申請等)

- 第33条 登録廃棄物再生事業者は、政令第19条の規定により交付された登録 証明書をき損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、廃棄 物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第35号)により登録証明書の 再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により登録証明書の再交付を受けた登録廃棄物再生事業者 は、紛失した登録証明書を発見したときは、10日以内に、これを知事に返 納しなければならない。

(登録廃棄物再生事業者の変更の届出)

第34条 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更 届出書(様式第36号)により行うものとする。

(登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)

は、廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第37号)により行 うものとする。

(廃棄物再生事業者登録証明書の返納)

第36条 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第1項の登録を取り消され たとき又は当該登録に係る事業場を廃止したときは、10日以内に、登録証 明書を知事に返納しなければならない。

(申請書等の提出部数等)

第37条 省令及びこの規則による申請書、報告書、届出書、計画書及び請求│第21条 省令及びこの規則による申請書、届出書、報告書及び請求書の提出 書の提出先及び提出部数は、別表のとおりとする。

9号) とする。

(廃棄物再生事業者登録証明書の再交付の申請等)

- 第17条 登録廃棄物再生事業者は、政令第16条の規定により交付された登録 証明書をき損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、廃棄 物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第10号)により登録証明書の 再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により登録証明書の再交付を受けた登録廃棄物再生事業者 は、紛失した登録証明書を発見したときは、10日以内に、これを知事に返 納しなければならない。

(登録廃棄物再生事業者の変更の届出)

第18条 政令第17条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更 届出書(様式第11号)により行うものとする。

(登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)

第35条 政令第21条の規定による事業場の廃止若しくは休止又は再開の届出│第19条 政令第18条の規定による事業場の廃止若しくは休止又は再開の届出 は、廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第12号)により行 うものとする。

(廃棄物再生事業者登録証明書の返納)

第20条 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第1項の登録を取り消され たとき又は当該登録に係る事業場を廃止したときは、10日以内に、登録証 明書を知事に返納しなければならない。

(申請書等の提出部数等)

先及び提出部数は、別表のとおりとする。

		新					旧
	37条関係) 定廃棄物処理施設関係					第21条) - 般廃棄物処理施設関係	
- /4	提出書類名	区 分	提出先	提出部数		提 出 書 類 名	
市村外者設する	一般廃棄物処理施設設置許可申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分 一般廃棄物最終処分場の埋立処分 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請 熱回収施設設置者認定申請書 熱回収施設付廃止等届出書 熱回収報告書	書 : <u>告書</u> : <u>書</u> 終了届出書 <u>書</u>	生活環境部廃棄物 対策課(以下「廃 棄物対策課」とい う。)ただし、自社 処理施設(事業者 が自ら排出した廃 棄物のみを処理す るために設置する 施設をいう。以下 この表において同 じ。)にあっては、	正本1部副本2部	地公団以のが置るの	使用前検査申請書 変更許可申請書 <u>廃止・休止・再開届出書</u> 埋立処分終了届出書 <u>承継届出書</u> 使用開始報告書	
もの	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け 一般廃棄物処理施設合併(分割)認 一般廃棄物処理施設相続届出書 一般廃棄物処理施設設置(変更)許	可申請書	県民センター総室 県央環境保全室又 は県民センター環 境・保安課(以下 この表において 「県民センター	正本1部	地分団が置る	変更届出書廃止・休止・再開届出書埋立処分終了届出書使用開始報告書	最終如
市町	一般廃棄物処理施設設置届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届	最終処分場	等」という。) 廃棄物対策課	正本1部 副本1部	る t の <u>最終</u>	少 <u>技術管理者変更報告書</u> 処分場届出台帳閲覧請求書	上記以
<u>村</u> が 設置 する	出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 一般廃棄物処理施設最終処分場廃止確認申請書	上記以外のもの	<u>県民センター等</u>	正本1部 副本1部			
2 産業	廃棄物関係			T	2 産	 企業廃棄物関係	
خ عالد خ	提出書類名	区分	提出先	提出部数		提出書類名]
産業が管業が関係	及 (特別管理) 産業廃棄物事業場外 (特別管理) 産業愛機物事業場外 (特別管理) 産業廃棄物事業場外 (特別管理) 産業廃棄物処理計画 (特別管理) 産業廃棄物処理計画 (特別管理) 産業廃棄物処理計画		<u>県民センター等</u>	正本1部	特別産業	管理産業廃棄物管理票交付等状況報告 管理産業廃棄物管理票未回収報告書 と廃棄 計可申請書	告書

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

措置内容等報告書(省令様式第4号関係) 措置内容等報告書(省令様式第5号関係)

	提 出 書 類 名	区 分	提 出 先	提出部数
地公団以のが置るの	設置許可申請書 使用前検査申請書 変更許可申請書 <u>廃止・休止・再開届出書</u> 埋立処分終了届出書 埋立処分終了届出書 <u>承継届出書</u> 使用開始報告書 <u>技術管理者変更報告書</u> 設置者の氏名等変更届出書		生活環境部廃棄物対策課	正本1部 副本2部
	許可証再交付申請書			正本1部
地方公共団体	設置届出書 変更届出書 廃止・休止・再開届出書	最終処分場	生活環境部廃棄 物対策課	正本1部 副本1部
が置るの	埋立処分終了届出書 使用開始報告書 技術管理者変更報告書	上記以外のもの	地方総合事務所 環境保全課	正本1部 副本1部
最終处	· ·公場届出台帳閲覧請求書	1	生活環境部廃棄 物対策課	正本1部

į	是 出 書 類 名	区 分	提出先	提出部数	
特別管理産業廃棄物管理票交付等状況報告書 地方総合事務所 環境保全課 正本1					
特別管理産	業廃棄物管理票未回収報告書		地方総合事務所 環境保全課	正本1部	
産業廃棄 物処理業	許可申請書 事業範囲変更許可申請書	収集運搬業	生活環境部廃棄	正本1部	
及び特別 管理産業	事	処分業	物対策課	正本1部 副本2部	
廃棄物処	許可証再交付申請書		生活環境部廃棄	正本1部	

棄理び	業物業特理廃処及別産	(特別管理)産業廃棄物収集運搬(処分)業許可申請書 (特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (特別管理)産業廃棄物処理業	収集運搬業 処分業	<u>廃棄物対策課</u>	正本1部 正本1部 副本2部
物	廃 棄 処 理 関係	<u>廃止(変更)</u> 届出書 許可証再交付申請書 欠格要件に係る届出書		廃棄物対策課	正本1部
指短	定業者	申請書		<u>廃棄物対策課</u>	正本1部 副本2部
産	産書産特告産る産る産産	廃棄物処理施設設置許可申請書廃棄物処理施設使用前検査申請廃棄物処理施設定期検査申請書産業廃棄物最終処分場状況等報廃棄物処理施設において処理す 投廃棄物に係る届出書廃棄物処理施設において処理す 投廃棄物変更等届出書廃棄物処理施設変更許可申請書廃棄物処理施設軽微変更等届出	産業廃棄物処分業 及び特別管理産業 廃棄物処分業の に供するもの並び に自社処理施設の うち政令 第7条第 14号イ及びハに該 当するもの	廃棄物対策課	正本1部副本2部
医業廃棄物処理施設関係	終産書産件熱熱熱産許合	廃棄物の最終処分場の埋立処分 届出書 廃棄物最終処分場廃止確認申請 廃棄物処理施設設置者の欠格要 係る届出書 収施設設置者認定申請書 収施設改置者認定申請書 収施設休廃止等届出書 収報告書 廃棄物処理施設譲受け(借受け) 申請書 ・分割認可申請書 届出書	上記以外のもの	県民センター等	正本1部副本2部
	産業	<u>至乗物処理施設設置(変更)</u> 許可 交付申請書	産業廃棄物処分業 及び特別管理産業 廃棄物処分業の用 に供するもの並び に自社処理施設の うち 政令第7条第 14号イ及びハに該 当するもの	<u>廃棄物対策課</u>	正本1部

理業関係			物対策課	
指定業者申請		生活環境部廃棄	正本1部	
1日足未日中	月 百	物対策課	副本2部	
産業理産	設置許可申請書 使用前検査申請書 変更許可申請書 廃止・休止・再開届出書 埋立処分終了届出書 埋立処分終了届出書 <u>承継届出書</u> 使用開始報告書 技術管理者変更報告書 設置者の氏名等変更届出書	産業廃棄物処分業 廃棄物処理等 廃棄物処理者のの を要するののののののでは を要素をでするのののでは を要素をでするのののでは を要素をでするののでは では、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	生活環境部廃棄物対策課	正本1部副本2部
設関係			地方総合事務所	正本1部
ENDAN.		上記以外のもの	環境保全課	副本1部
	許可証再交付申請書 最終処分場届出台帳閲覧請求 <u>書</u>	産業廃棄物処分業 及び特別管理産業 廃棄物処分業の に供するもの並び に事業者の設置す る政令第7条第14号 イ及びハに該当す るもの	生活環境部廃棄物対策課	正本1部
		上記以外のもの	地方総合事務所 環境保全課	正本1部
産業廃棄物処理責任者設置(変更)報告書		政令第7条第14号イ 及びハに該当する 産業廃棄物処理施 設が設置されてい る事業場	生活環境部廃棄物対策課	正本1部
		上記以外の事業場	地方総合事務所 環境保全課	正本1部
特別管理産業	業廃棄物管理責任者設置(変更)幸	报告書	地方総合事務所 環境保全課	正本1部
産業廃棄物処理実績報告書		政令第7条第14号イ 及びハに該当する 産業廃棄物処理施 設が設置されてい る事業場	生活環境部廃棄物対策課	正本1部
		上記以外の事業場	地方総合事務所 環境保全課	正本1部

	上記以外のもの	県民センター等	正本1部
--	---------	---------	------

3 その他

	提 出 書 類 名	提 出 先	提出部数
最終処分場	届出台帳閲覧請求書	廃棄物対策課	正本1部
土地の形質	の変更届出書	<u>廃棄物対策課</u>	<u>正本1部</u> <u>副本2部</u>
<u>廃棄物生</u> 事業者関 <u>係</u>	<u>廃棄物再生事業者</u> 登録申請書 <u>廃棄物再生事業者登録</u> 変更届出書 <u>廃棄物再生事業者</u> 廃止(休止・再開)届出書	廃棄物対策課	正本1部副本2部
<u>NV</u>	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書	廃棄物対策課	正本1部

特別管理産業廃棄物処理実績報告書	地方総合事務所 環境保全課	正本1部
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	生活環境部廃棄 物対策課	正本1部
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	生活環境部廃棄 物対策課	正本1部

3 廃棄物再生事業者関係

	提出先	提出部数	
登録申請書	生活環境部廃棄	正本1部	
立 郊中雨音	物対策課	副本2部	
登録証明書再交付申請書	生活環境部廃棄	正本1部	
立 郊証的青丹文的中間青	物対策課	正本1即	
変更届出書	生活環境部廃棄	正本1部	
<u>多</u> 文/旧山音	物対策課	副本2部	
廃止(休止・再開)届出書	生活環境部廃棄	正本1部	
	物対策課	副本2部	

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表							
	新		III				
様式第1号(第2条第1項関係)	(年1五)						
	(第1面)						
一般廃棄物 一般廃棄物	<u>如処理施設設置許可申請書</u>	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>					
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>							
	<u>申請者</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>法人にあっては,主</u> 在地並びに名称及ひ 電話番号						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 受けたいので、関係書類及び図面を添えて申	第1項の規定により、一般廃棄物 請します。	処理施設の設置の許可を					
一般廃棄物処理施設の設置の場所							
一般廃棄物処理施設の種類							
一般廃棄物処理施設において処理す る一般廃棄物の種類							
着工予定年月日	<u>年</u> <u>月</u>	<u>日</u>					
使用開始予定年月日	<u>年</u> <u>月</u>	<u>日</u>					
※許可の年月日	<u>年</u> <u>月</u>	<u>日</u>					
※許 可 番 号							
一般廃棄物処理施設の処理能力 <u>面積</u> 埋立	· 容量	m³/日()時間 t/日()時間 m³/時間 t/時間 m² m³					
△一般廃 棄物処理査上上売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売売<							
置,構造等の設置理方式							
計画に係造及び設備							
生ずる排が							
(排出の方 法(排出口 の位置,排 出先等を含 む。)を含 む。)							
設計計算上達成すること ができる排ガスの性状, 放流水の水質その他の生 活環境への負荷に関する 数値							
その他一般廃棄物処理施 設の構造等に関する□項 ※事務処理欄							
71. 37. 337 / C-12 INV							

		次級水池 木 13 いた 生 次 U 旧 新	に関する法律施11 神則 新口対照衣		
	新			旧	
	(第2面)				
△一般廃棄 物処理施 設の維持 管理に関 する計画 に係る事 項	①水の水質等 ①生活環境の)こととした				
排ガスの性状及び放 の測定頻度に関する	な流水の水質 <u>事項</u>				
その他一般廃棄物処 持管理に関する事項	上理施設の維 【				
△災害防止のための計画 (一般廃 処分場である場合)	産棄物の最終				
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処 分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分 自家処分	<u>委託処分</u>			
	処分方法				
汚泥等の処分方法(し尿処理施設 の場合)	区 分 自家処分	委託処分			
	処分方法				
△埋立処分の計画(最終処分場の	7場合)				
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時 に関する事項	<u> </u>				

		新		旧
		(第3面)		
申請者				
(個人で	ある場合)_			
<u>(</u> ふりがな) 氏 名	生年月日	<u>*</u>	<u>籍</u>	
<u>氏 名</u>		<u>住</u>	<u>所</u>	
(法人で	 ある場合)_			
<u>(\$ 9</u>	が な)	住	<u>所</u>	
<u>名</u>	<u> </u>		77	
	請者が決策7条領	 5項第4号チに規定する未成年者であ	ろ場合)	
		<u>本</u>	籍	
<u>(</u> ふりがな) 氏 名	生年月日		<u></u>	
	<u> </u> 第4号リに規定で	よる役員(申請者が法人である場合)		
	生年月日	本	 <u>籍</u>	
<u>(</u> ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	<u></u> <u>住</u>	<u></u>	
L	1			

茨城県廃棄物の処理及び清掃	と 関する法律施行細則 新旧対照表
新	旧
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に□当する	
出資をしている者(申請者が法人である場合において,当該株主又は出資をしている者があるとき) 	
<u>発行済株式の</u> <u>株</u> <u>出資の額</u>	
一	
(ふりがな)	
氏名又は名称 生年月日 割 合 住 所	
<u>政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)</u>	
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏名 役職名・呼称 住 所	
<u>氏 名 役職名・呼称</u> <u>住 所</u>	
備考	
1 ※印の欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入	
すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。	
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種 類な記れます。	
類を記入すること。 4 \triangle 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含	
<u>むこと。</u>	
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面 図、断面図及び構造図	
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図	
<u>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</u>	
<u>6</u> 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する	
全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し	
て、その書面を添付すること。	

※手数料欄

次城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表			
	旧		
様式第2号(第2条第2項関係)			
一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証			
<u>年</u> 月 <u>日</u>			
<u>住 所</u>			
<u>氏 名</u>			
(法人にあっては,主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により,			
設置 (変更) の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
REPORT OF THE PROPERTY OF THE			
<u>茨城県知事</u> <u>印</u>			
<u>次规系和争</u> <u>时</u>			
許可の年月日 許可番号			
<u>施設の種類</u>			
<u>及び処理する</u> ************************************			
<u>一般廃棄物の種類</u>			
<u>設 置 場 所</u>			
<u>処 理 能 力</u>			
許可の条件			
省令第3条第7項			
<u>の規定による許可</u> <u>有</u> <u>・</u> <u>無</u> <u>無</u>			
証の提出の有無			
1 施設の設置等に当たっては、各種関連法規を遵守すること。			
留 意 事 項 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。			
3 施設の使用前検査申請書を提出し、検査を受けること。			

	旧
<u>様式第3号</u> (<u>第3条第1項関係</u>)	様式第1号(第2条,第10条)
一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書 年 月 日	<u>一般廃棄物</u> <u>設置</u> <u>産業廃棄物</u> <u>処理施設</u> <u>変更</u> <u>許可証再交付申請書</u>
東京 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	年 月 日 茨城県知事 申請者 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号 一般廃棄物
許可の年月日 年 月 日 許可番号	許可の年月日 年 月 日 許可番号
<u>施設の種類及び処理</u> する廃棄物の種類	<u>施設の種類</u>
処理能力 設置場所	再交付申請の 理 由
再交付申請の理由	供表。在表示不可以用,以上表示用人。以上表示不足,以上是一个
備考 1 許可証の <u>毀損</u> 又は汚損による申請の場合には、当該許可証を添付すること。 2 <u>申請書中の不要の文字は、二重線で</u> 抹消すること。	備考 1 許可証のき損又は汚損による申請の場合には、当該許可証を添付すること。 2 <u>不要な文字は、</u> 抹消すること。

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表					
	新			旧	
様式第4号(第5条関係)					
	一般廃棄物処理施設使用前	<u> </u>			
茨城県知事 殿			<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>		
	<u> </u>	請者			
		<u>住 所</u>			
		<u>氏 名</u> ∫ 法人にあっては,主	<u>印</u> たる事務所の所)		
		在地並びに名称及び 電話番号	代表者の氏名		
		<u>-е.ш.н. 7</u>			
廃棄物の処理及び清掃に 含む。)の規定により、一般 します。	<u> 引する法律第8条の2第5項</u> 廃棄物処理施設の使用前検査	(同法第9条第2項にま Eを受けたいので, 関係	らいて準用する場合を 系図面等を添えて申請		
許可の年月日 及び許可番号	<u>年</u> 月 <u>日</u>	<u>第</u>	<u>号</u>		
設置場所					
竣功の年月日	<u>年</u>	<u>月</u> <u>日</u>			
使用開始予定年月日	<u>年</u>	<u>月</u> <u>目</u>			
※受 付 欄					

	男 9 公 伝 伴 旭 17 神 則 利 口 刈 忠 衣 T
新	IΠ
様式第5号(第6条第1項関係)	
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
放洗来协定生施放之 <u>物快</u> 盘平明自	
年 月 日	
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>	
<u>住 所</u>	
<u>氏 名</u>	
(法人にあっては、主たる事務所の所)	
<u>在地並びに名称及び代表者の氏名</u>	
電話番号	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により,一般廃棄物処理施設の	
<u>定期検査を受けたいので申請します。</u>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
<u>許可の年月日及び許可番号</u> <u>年 月 日 第 号</u>	
<u>※事務処理欄</u>	

大城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 				
	新		旧	
様式第6号(第6条第2項関係)				
— 般 図	· 整棄物処理施設定期検査結果通知書			
		月日		
	4-	<u>力</u> 日		
<u>住</u> 所				
<u>氏 名</u>				
∫ 法人にあっては,主たる事務所	<u>の所</u>)			
在地並びに名称及び代表者の氏	<u>a</u> J			
京安州の川田口が注目に目より	生然のなののの数1項の専用品本の仕用について	V		
	律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について	, 伙のとお		
<u>り通知する。</u>				
		_		
	<u>茨城県知事</u>	<u>印</u>		
一般廃棄物処理施設の設置場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日及び許可番号	<u>年 月 日 第 号</u>			
	<u> </u>			
定期検査の結果				
2 33 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日			
※事務処理欄				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表			
	新	旧	
様式第7号(第7条関係)			
特定一般廃棄物	团最終処分場状況等報告書(年度)		
	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>		
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>	報告者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所) 在地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号		
年度の特定一般廃棄物最 法律施行規則第4条の17の規定によ	終処分場の状況等について,廃棄物の処理及び清掃に関する こり,次のとおり報告します。		
許可の年月日及び許可番号			
設置の場所			
埋立処分開始年月			
埋立処分終了予定年月			
放流水の水質及び測定に係る放流			
水を採取した年月日			
埋立処分を開始してから前年度の 3月 31 日までに埋立処分された			
一般廃棄物の数量			
当該年度の4月から9月までに埋			
立処分された一般廃棄物の数量			
埋立処分の終了後に行う維持管理			
<u>の内容</u>			
上記の維持管理に必要な費用の額			
及びその算定の基礎の概要 ※ 事 務 処 理 欄			
備考 <u>放流水の水質については、一般廃</u> の基準を定める省令第1条第2項第	度物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物 める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載す		

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
	新	旧		
様式第8号(第8条関係)	_(第1面)_			
	<u>(%1 m/</u>			
_ — <u></u> <u>f</u>	般廃棄物処理施設変更許可申請書			
	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>			
	<u> </u>			
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>	申請者			
	<u>住</u> 所			
	氏名 即			
	<u>法人にあっては、主たる事務所の所</u>			
	<u>在地並びに名称及び代表者の氏名</u>			
	<u>電話番号</u>			
	律第9条第1項の規定により,一般廃棄物処理施設の変更の許可			
を受けたいので、関係書類及び図面	を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許 可 の 年 月 日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>			
<u>許</u> 可 番 号				
変更の 内容 一般廃棄物処理施設にお いて処理する一般廃棄物 の種類				
一般廃棄物処理施設の処	<u>変 更 後</u> <u>変 更 前</u>			
理能力	m³ /日 () 時間 m³ /日 () 時間			
	t/日()時間 t/日()時間			
	<u>m³ / 時間</u> <u>m³ / 時間</u>			
	t / 時間 t / 時間 面積 m² 面積 m²			
	<u>埋立容量</u>			
△一般廃棄物処理施設の 位置,構造等の設置に 関する計画				
△一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する計画				
変更の理由				
着工予定年月日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>			
※許 可 の 年 月 日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>			
※許 可 番 号				
※事 終 如 理 欄				

		新		旧
		(第2面)_		
申請者				
<u>(個人であ</u>	<u>る場合)</u> T T	1.	tota	
<u>(</u> ふりがな) 氏 名	生年月日		籍	
<u> </u>	<u> </u>		<u>所</u>	
(法人である	る場合)_			
<u>(&)</u>	0 が な)_			
	称	<u>住</u>	<u>所</u>	
	f が 法 第 7 条 第 5 項 第 	4号チに規定する未成年者である		
<u>(</u> ふりがな) 氏 名	生年月日	<u>本</u>	<u>籍</u> 所	
<u> </u>		<u></u>	<u> </u>	
法第7条第5項第4	1号リに規定する役員	(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	生年月日	<u>本</u>	<u>籍</u>	
	役職名・呼称	<u>住</u>	<u></u>	

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
	新	旧		
	第3面)_			
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有す	る株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当す	7		
	おいて,当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の 総数 株	出資の額			
(ふりがな) (ふりがな) 大年日日 又は出答の全類	<u>女</u> <u>本 籍</u>			
八名又は名称	住 所			
	<u>1 1± 1/1</u>			
		-		
		 		
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該	亥使用人がある場合)_			
<u>(ふりがな)</u> 生 年 月 日	<u>本 </u>			
氏 名 役職名・呼称				
22.00.10	<u></u>			
111 - 141		-		
<u>備考</u> 1 ※印の欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、こ	ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記			
人すること。さらに, こみ処理施設の場合に こと。	は,焼却施設,破砕施設等の別を括弧書きで記入する			
3 <u>△</u> 印の欄の記載については,できる限り[は次の図面等を含むこと。	図面,表等を利用することとし,かつ,別紙について			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変	更がある場合は,変更後の当該施設の構造を明らかに			
する平面図,立面図,断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更があ	る場合は、亦再後の加理系統図			
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合	は,変更後の数値			
	気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、最	終処分場にあっては、排水基準を定める省令(昭和4			
6年総理府令第35号)第1条に規定する 後の数値	非水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更			
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載する	ることができないときは,同欄に「別紙のとおり」と			
記載し、別紙を添付すること。 変更 のある部分については、変更前及び3	変更後の内容を対照させるものとすること。			
6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の	7に規定する使用人」までの各欄については,該当す			
る全ての者を記載することとし、記載しき 載して、その書面を添付すること。	1ないときは,この様式の例により作成した書面に記			
TX C C C E E C E E E E E E				

※手数料欄

新]	日		
	様式第2号(第3条,等	第11条)				
		一般廃棄物				
		産業廃棄物		西設設置者の氏名等	変更届出書	
					<u>年</u>	<u>月</u> <u>日</u>
	茨城県知事	<u>殿</u>				
	<u>/入外, </u>	<u>175X.</u>				
				届出者		
				住所		
				<u>氏名</u>	ブルーナナフ 声数 =	
				在地並びに	ては,主たる事務所 名称及び代表者の氏	<u>[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] </u>
				電話番号		J
	. h∏L t∀≎ xiz h/m		丘力			
		処理施設の設置者の	<u>氏名</u> 住所		更したので, 茨城県	廃棄物_
	の処理及び清掃に	関する法律施行細則	<u>第3</u> 第11	<u>条</u> の規定によ 条	り届け出ます。	
	<u>許可の年月日</u> (受理の年月日)	<u>年</u> <u>月</u> <u>(</u> <u>年</u> <u>)</u>	<u>目</u> 月 <u>目)</u>	<u>許可番号</u> (受理番号)	()
	(文在の千川山)		<u> </u>		<u> </u>	<u>Z</u>
				変更後	変更前	
		住所(法人にあっ				
	変更の内容	<u>ては,主たる事務</u> 所の所在地)				
		氏名(法人にあっ				
		<u>ては,名称及び代</u>				
		表者の氏名)				
	変 更 の 理 由					
	変更年月日		<u>全</u>	<u> </u>	<u>1</u>	
		(法人にあっては,法	人の登記事	事項証明書)及び許	可証を添付すること	
		文字は、抹消すること		<u>,以此'川目/八∪ 川</u>	1 HT 5 NW 1 1) . 9 C C	<u> </u>

	旧		
様式第9号(第9条関係) <u></u>			
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
<u>年</u> 月 <u>日</u>			
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>			
<u>届出者</u>			
<u>海山有</u> 住 所			
<u>住</u> 所 <u>氏名</u>			
<u> 法人又は市町村にあっては、主たる事務所</u>			
の所在地並びに名称及び代表者の氏名			
電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので,廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同			
法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届			
け出ます。			
. 即反弃肠加田坛乳の夕升			
一般廃棄物処理施設の名称 一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
<u> </u>			
_ 変 更 の <u>△</u> 軽 微 な 変 更 内 容 氏タフは夕 新及びは正並び			
内 谷 氏名又は名称及び住所並び に法人又は市町村にあ			
っては、その代表者の氏名			
<u>の変更</u>			
△省令第5条の4(省令第			
<u>△省令第5条の4(省令第</u> <u>5条の4を除き、省等</u>			
5条の9において準用する場合を含む。			
<u>省令第5条の4第6号に掲げる事項</u>			
(ふりがな) 生年月日 本 籍			
<u>氏 名 役職名・呼称</u> <u>住 所</u>			
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止・休止・再開の別)			
廃止若しくは休止又は再開の年月日 年 月 日			
※事 務 処 理 欄			
備考			
<u>棚 号</u>			
「2 △印の欄の記載については,できる限り図面,表等を利用することとし,同欄にその記載事項の全 │			
てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、			
記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。			

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表					
	新	旧			
様式第 10 号(第 10)条関係)				
	一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書				
	<u>年</u> 月 <u>日</u>				
<u>茨城県知事</u>	<u>殿</u>				
	<u>届出者</u>				
	届出者 住 所 氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在				
	法人にあっては、主たる事務所の所在				
	<u>地並びに名称及び代表者の氏名</u> 電話番号				
<u>一般廃棄物の最</u> 4項(同法第9条)	終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第 の3第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添				
えて届け出ます。	- JN JN JN J G M I G I G J J J J J J J J J J J J J J J J				
施設の廃止までの	<u>住所</u> 氏名				
施設の廃止までの 間の管理予定者 及びその連絡先	電話番号				
設置場所					
* 7 0 7 0 1					
許可の年月日 及び許可番号 又は届出年月日	<u>年</u> <u>月</u> <u></u> <u> </u>				
又は届出年月日					
埋立地の面積、埋立ての深さ	<u>面積</u> 埋立ての深さ 覆土の厚さ				
及び覆土の厚さ	$\frac{m^2}{m}$ $\frac{m}{m}$				
※事務処理欄					
74. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4					

			次級県廃棄物の処理及い何か		17 0四件過日福烈 利日月		
		新				旧	
		(裏)					
埋立処分の方法							
埋立処分開始年月日		<u>年</u> <u>月</u>	<u> </u>				
埋立処分終了年月日		<u>年</u> 且 」	<u> </u>				
	<u>種</u> 類	数 量 (m³)	性 状	_			
埋め立てた廃棄物 の種類(当該廃棄物 に石綿含有一般廃 乗物が含まれる場							
合は, その旨を含む。), 数量及び性状							
備考 ※印の欄は記入し	ないこと。						

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表					
新	III				
<u>様式第 11 号(第 11 条関係)</u>					
<u>(表)</u>					
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書					
<u>年 月 日</u> <u>茨城県知事</u> <u>殿</u>					
申請者 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在 地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。					
設 置 の 場 所					
許可の年月日及び許可番号又は 届出の年月日 年 月 日 第 号					
<u>種 類</u> <u>数 量 (m³)</u>					
<u>埋め立てた一般廃棄物の種類</u> (当該一般廃棄物に石綿含有					
一般廃棄物が含まれる場合					
は、その旨を含む。)及び数量					
埋立地の面積及び埋立ての深さ 面積 ㎡ 埋立ての深さ m					
埋立処分の方法					
<u>埋立処分開始年月日</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>					
埋立処分終了年月日					

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
新	IH			
<u>(裏)</u>				
<u>悪臭の発散の防止に関する措置</u> の内容				
火災の発生の防止に関する措置 の内容				
ねずみの生息及び害虫の発生の 防止に関する措置の内容				
地下水等の水質の状況				
埋立地の保有水等の水質の状況				
埋立地からのガスの発生の状況				
埋立地の内部及び周辺の地中の 温度の状況				
埋立地の覆いの概要				
<u>※事務処理欄</u>				
当該処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令				
##				

大				
新	旧			
様式第 12 号 (第 12 条関係)_				
一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書				
<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>				
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
<u>届出者</u>				
<u>住所</u>				
<u>氏名</u>				
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並)				
びに名称及び代表者の氏名				
<u>電話番号</u>				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
机皮充物加油长乳の毛籽				
一般廃棄物処理施設の種類				
<u>許 可 の 年 月 日 年 月 日</u>				
<u>許 可 番 号</u>				
該当するに至った欠格要件				
欠格要件に該当するに至った具体的事由				
<u>欠格要件に該当するに至った年月日</u> <u>年 月 日</u>				
<u>備考 「該当するに至った欠格要件」欄は,廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4</u>				
<u>号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあっては、同号トに係るも</u>				
のを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表					
新	旧				
<u>樣式第 13 号(第 13 条第 1 項関係)</u>					
<u>(表)</u>					
<u>熱回収施設設置者認定申請書</u> 年 月 <u>日</u>					
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>					
申請者 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名 電話番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設 設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 熱回収施設の設置の場所					
※認定の年月日 年月日					
※ 認 定 番 号 熱回収に必要な設備に関する事項					
許可の年月日及び許可番号 年月日日度 ※事務処理欄					

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 新 旧 (裏) <u>備考</u> 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量 (トン/時)、発電機の出力 (キロワット)、 熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記 載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添 付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置,構造等の設置に関する計画については,熱回収に必要な設備の位置及び構造, 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握す るために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管 理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換 する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために 行う定期的な点検,補修等の計画も記載すること。 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入するこ 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第 4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。

大坂県廃業物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 					
	新	旧			
様式第 14 号(第 13 条第 2 3	項関係)				
	<u>熱回収施設設置者認定証</u>				
	<u>年月日</u>				
/ \ . =r					
住 所					
氏 名					
法人にあっては, 主た	とる事務所の所在地				
並びに名称及び代表者	音の氏名_				
京玄					
	ご関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設 はお表示はステルな記する。				
の設直者として認定を安け	けた者であることを証する。				
	茨城県知事 印				
認定の年月日	年 月 日				
認定の有効年月日	<u>年 月 日</u>				
認 定 番 号					
熱回収施設の設置の場所					
然回収旭段の以直の物別					
熱 回 収 の 方 法					
熟回収に必要な設備					
年 関 の 数 同 収 家	<u>%</u>				
年間の熱回収率	/0				
	1 毎年6月30日までに,前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出				
	<u>すること。</u>				
	2 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該				
留 意 事 項	熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは又は休止した当該熱				
	回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要				
	な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
新	旧			
様式第 15 号 (第 14 条関係)				
<u>熱回収施設休廃止等届出書</u>				
<u>年 月 日</u>				
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
<u>届出者</u>				
<u>住 所</u>				
<u>氏 名</u>				
<u> 法人にあっては、主たる事務所の所</u>				
在地並びに名称及び代表者の氏名				
<u>電話番号</u>				
熱回収施設を休廃止等したので,廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定によ				
り、関係書類及び図面を添えて届け出ます。				
熱回収施設の設置の場所				
<u>認定の年月日及び認定番号</u> <u>年 月 日 第 号</u>				
<u>熱回収を行わな</u> 理由				
くなったとき 年月日				
廃止、休止又は 理由 (廃止・休止・再開の別)				
<u>廃止,休止又は</u> <u>埋田</u> 再開したとき				
<u>年月日</u> 年月日 <u>年月日</u>				
<u>△変更</u>				
<u>熱回収に必要な</u> の内容				
設備を変更した理由				
<u> </u>				
<u>年月日</u>				
<u>※ 事 務 処 理 欄</u>				
<u>備考</u>				
1 ※印の欄は記入しないこと。				
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の				
全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
新	旧			
様式第 16 号 (第 15 条関係)				
<u>熱回収報告書</u> 年 月 日				
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
報告者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により,熱回収に関する報告書を提出します。 認定の年月日 年月日 年月日 年月日				
及び認定番号 年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率				
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第 4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
新	旧			
<u>様式第 17 号(第 16 条関係)</u>				
<u>一般廃棄物処理施設設置届出書</u> <u>年 月 旦</u> <u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
<u>申請者</u> <u>所在地</u> <u>名称及び代表者の氏名</u> <u>印</u> <u>電話番号</u>				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、 一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
一般廃棄物処理施設において処理す る一般廃棄物の種類				
着工予定年月日				
使用開始予定年月日				
<u>※届 出 年 月 日</u>				
一般廃棄物処理施設の処理能力 m³ /日 () 時間 上/日 () 時間 m³ / 目 () 時間				
直積 m² 埋立容量 m³				
 △一般廃棄物処理施設の位 棄物処理 施設の位 置,構造				
等の設置 <u>埋刀へ</u>				
Time				
<u>処理に伴い</u> <u>量</u> <u>生ずる排ガ</u> (n-TT-1-2)t				
<u> </u>				
設計計算上達成すること ができる排ガスの性状, 放流水の水質その他の生 活環境への負荷に関する 数値				
その他一般廃棄物処理施 設の構造等に関する事項				
※事務処理欄				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 					
		新			旧
	_	(第2面)			
△一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 理理 一 で で で で で で で で で で で で に で で で で に で で で で で で で で で で で で で	排ガスの性状,放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値				
	排ガスの性状及び放流水の水質 の測定頻度に関する事項				
	その他一般廃棄物処理施設の維 持管理に関する事項				
△災害防止の 処分場であ	ための計画 (一般廃棄物の最終 る場合)				
処理に伴い生 分方法 (ごみ	<u>ずる一般廃棄物の処</u> <u>区 分</u> 処理施設の場合)	<u>自家処分</u>	委託処分		
	<u>処分方法</u>				
汚泥等の処分 の場合)	方法(し尿処理施設 区 分	自家処分	<u>委託処分</u>		
	<u>処分方法</u>				
△埋立処分の	計画(最終処分場の場合)				
<u>△一般廃棄物</u> <u>に関する事</u>	<u>の搬入及び搬出の時間及び方法</u> 項				

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 新 旧 (第3面) 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記 入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入する 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の 種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を 含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、 立面図, 断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と 記載し,別紙を添付すること。

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表				
	新	旧		
様式第 18 号 (第 17 条関係)	(表)			
_一般廃棄物処	理施設変更届出書			
	年 月 日			
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
	申請者			
	<u>所在地</u>			
	名称及び代表者の氏名 印 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3	3第8項の規定により,関係書類及び図面を添えて,			
一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。	_			
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
届出の年月日	<u>年 月 日</u>			
変更の 内容 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類				
一般廃棄物処理施設の処 理能力	<u>変</u> 更後			
<u>m</u>	<u>m³/日()時間</u> <u>m³/日()時間</u>			
	t / 日 () 時間			
	<u>t / 時間</u> <u>t / 時間</u>			
<u>面積</u> 埋立容量	m² 面積 m² m³ 埋立容量 m³			
△一般廃棄物処理施設の 位置,構造等の設置に 関する計画				
△一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する計画				
変 更 の 理 由				
着工予定年月日	<u>年 月 日</u>			
使用開始予定年月日	<u>年 月 日</u>			
※事 務 処 理 欄				

(裏)

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入する こと。
- <u>3</u> △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を 含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しく はばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあっては、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と 記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表			
新	旧		
様式第 19 号(第 18 条関係)			
一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書			
<u>年</u> 月 <u>茨城県知事</u>			
<u> </u>			
申請者 住所 氏名 印 送人にあっては、主たる事務所の所在 地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により,一般廃棄物処理施設の譲受け (借受け)の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住 所(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名)			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
<u>許可の年月日及び許可番号</u> <u>年 月 日 第 号</u>			
※譲 受 け 等 の 許 可 の 年 月 日 年 月 日			
<u>※譲 受 け 等 の 許 可 番 号</u>			
<u>※事務処理欄</u>			

新 ·				旧		
		(第2面)				
申請者						
(個人である場合)						
		<u>本</u>	<u> </u>			
<u>(ふりがな)</u> 氏 名 生	年月日	住	所			
(法人である場合)	<u> </u>					
		Δ.				
<u>(ふりが</u> 名	<u></u>	<u>住</u>	所			
法定代理人(申請者が	ぶ法第7条第5項第4	号チに規定する未成年者であ	5る場合)			
(& n + i + 2)		<u>本</u>	 籍			
<u>(</u> ふりがな) 氏 名 生	年月日	<u> </u>	<u></u>			
法第7条第5項第4号	骨 リに規定する役員(ロ	申請者が法人である場合)				
	年月日	<u>本</u>	籍			
氏 名 役職	戦名・ <u>呼称</u>	<u>住</u>				

			—————————————————————————————————————	
発行済株式総数の 出資をしている者) 100分の 5 . 計(申請者が	'	第3面) る株主又は出資の額の10 おいて、当該株主又は出	0分の5以上の額に相当する 資をしている者があるとき)
発行済株式の 総数		<u>株</u>	出資の額	
<u>(</u> ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 又は出資の金額	数	籍
以祖又は祖称	生 中 月 日	割合	住	所
			該使用人がある場合)	
<u>(ふりがな)</u> 氏 名	<u>生年月</u> 役職名・『		<u>本</u> 住	<u>籍</u> 所
	<u>Kiliwa I</u>	<u> </u>	124	721
/ 洪				
<u>備考</u> <u>1 ※印の欄は</u>				fo (1997)
<u>する全ての</u> 者	音を記載する	こととし、記載し		での各欄については,該当 式の例により作成した書面
<u>に記載して,</u>	その書面を	添付すること。		
※手数料欄				

	茨城県廃棄物の処理及び清掃に	関する法律施行細則 新旧対照表
	新	旧
<u>様式第 20 号(第 19 条関係)</u>		
	(第1面)	
一般廃棄物処理	!施設合併(分割)認可申請書	
	<u>年 月 日</u>	
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>		
	<u>申請者</u> 名 称	
	申請者 名 称 所在地 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 を受けたいので、関係書類を添えて申請し	条の6第1項の規定により、合併(分割)について認可 ます。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所		
② 一般廃棄物処理施設の種類		
③ 許可の年月日及び許可番号	<u>年 月 日 第 号</u>	
④ 合併後存続する法人若しくは合併により		
設立される法人又は分割により当該一般 廃棄物処理施設を承継する法人の名称及		
び所在地並びに代表者の氏名		
⑤ 合併又は分割の方法及び条件		
<u>⑥</u> 合 併 又 は 分 割 の 理 由		
⑦ 合 併 又 は 分 割 の 時 期		
※認 可 の 年 月 日	<u>年 月 日</u>	
※認 可 番 号		
※事務 処 理 欄		

新	旧
<u></u> ⑧申請者	
(ふりがな) 住 所	
③法第7条第5項第4号リに規定する役員	
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 20職名・呼称 住 所	
氏 名 役職名・呼称 住 所	
⑩発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当 する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)	
発行済株式 出資の類	
<u>05 松 </u>	
(ふりがな) 保有する株式の数 本 籍 氏名又は名称 生年月日	
<u>割</u> <u>自</u> <u>自</u> <u>所</u>	

次城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表			
	新		旧
	(第3面)		
⑪政令第4条の7に規定する使用人	(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏生年月日 役職名・呼称	<u>本 籍</u>		
氏 名 役職名・呼称	住		
	により設立される法人又は分割により当該一般廃棄 条第5項第4号リに規定する役員となる者	物処理施設	
(ふりがな)生年月日氏名役職名・呼称	<u>本</u> <u>籍</u> 住 <u>所</u>		
<u> </u>	<u>LL. 1/1</u>		
<u> </u>			

	新	旧
(第4面)	
③合併後存続する法人若しくは合併により設立 を承継する法人において,発行済株式総数の 資の額の100分の5以上の額に相当する出資	される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設 100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出 をしている者となる者	
<u>発行済株式の</u> <u>総数</u> 株	出資の額	
(ふりがな) (よりがな) 氏名又は名称 生年月日 保有する株式の数 又は出資の金額	<u>/</u>	
割 合	<u>住</u> <u>所</u>	
(組合併後存続する法人若しくは合併により設立)	される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を	
承継する法人において,政令第4条の7に規	定する使用人となる者	
(ふりがな) 生年月日 氏名 役職名・呼称	<u>本</u> 籍	
1又 収 石 ・	住 <u>所</u>	
		- -
		- -
備考 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連 3 ⑨から⑭までの欄には、該当する全ての 式の例により作成した書面に記載して、そ	名とす <u>ること。</u> 者を記載することとし,記載しきれないときは,この その書面を添付すること <u>。</u>	Ŕ
※手数料欄		

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表					
	新			旧	
様式第 21 号 (第 20 条関係)	_(表)				
	一般廃棄物処理施設相続届出書	<i>f</i>			
		年 月 日			
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>					
	<u>届出者</u>				
	住 所				
	<u>氏 名</u>	<u> </u>			
	電話番号				
一般廃棄物処理施設の設置の許 び清掃に関する法律第9条の7第:	可を受けた者の地位を相続により承継 2 項の規定により,関係書類を添えて	<u> </u>			
	T				
被相続人との続柄					
被相続人の氏名及び死亡時の住所	<u>氏名</u>				
X11 NL/() L/II/X O /L L m/ () L/I/I	住所				
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	<u>第 号</u>			
相続の開始の日					
<u>※事 務 処 理 欄</u>					
<u> </u>					

	大学の位任地目 神知 初日内 宗衣
新 ·	旧
_ <u>(裏)_</u>	
相続人	
(ふりがな) 生年月日 氏 名 生年月日 する する する する する 方 方	
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)	
(ふりがな) ル ケ ロ ロ 本 籍	
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 住所	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)	
<u>(ふりがな) 生年月日 本 籍</u>	
氏 名 役職名・呼称 住 所	
備考 (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18)	
- <u>1 ※印の欄は記入しないこと。</u> - 2 「相続人」の欄から「政令第4条の6に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全	
ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記	
1 ※印の欄は記入しないこと。	

茨城県廃棄物の処理及び清掃に	旧				
701	<u>様式第3号(第6条)</u>				
	<u>産業廃棄物の</u> <u>積替え場</u> <u>25</u> <u>↓</u>				
	<u>事業者名</u> <u>25</u> <u>↓</u>				
	産業廃棄物の種類 1 立 25 ↓ ↓				
	<u>管理者の氏名又は名称</u> <u>連絡先</u> <u>連絡先</u> (<u>昼間)</u>				
	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				
	備考 1 寸法の単位は、センチメートルとする。 2 材質は、耐水性のもので、十分に強度があるものとすること。 3 塗装は、下地を白色、文字は黒色とすること。 4 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあっては、 「産業廃棄物の積替え場保管場」として産業廃棄物の種類」とあるのは「特別管理産業廃棄物の種類」とすること。 5 積替えのみの場所にあっては「積替え場」と、保管のみの場所にあっては「保管場」と表示すること。 6 産業廃棄物処理業者の設置するものにあっては、「事業者名」とあるのは「産業廃棄物処理業者名」とし、許可番号を名称の前に記入すること。				

	/ <u>/</u> //	城	対するは中間11種類 利用が需要		
	新			旧	
様式第 22 号(第 21 条関係)					
産業原	<u>積替え場</u> 発棄物の 12 25 18	<u> </u>			
	保管場				
産業廃棄物の種類					
	保管量の上四 (最大)	 60 センチ			
事業者名	保管量の上限	<u>m³ (t)</u> メートル			
ず 未 1 1	保管の高さ (最高)	<u>以上</u>			
	W H V III C	<u>m</u>			
管理者の氏名又は	<u>連 絡 先</u>	(昼間)			
<u>名称</u>		(夜間)			
<u>←</u> <u>60 センチ</u>	メートル以上	\rightarrow			
備考 1 材質は、耐水性のもので、十分に	<u>. </u>				
2 塗装は,下地を白色,文字は黒色	<u> </u>	1+++ > 1-F			
3 特別管理産業廃棄物の積替え又に	は保管の場所にあっては <u>,</u> ─ <u>─</u> 産	<u>業廃棄物の</u> <u>積替え場</u> <u>保 管 場 」</u>			
<u>とあるのは</u>	蹇棄物の <u>積替え場</u> 保管場 <u></u> とし,「産業	<u></u> 美廃棄物の種類」とある			
のは「特別管理産業廃棄物の種類」	<u>とすること。</u>				
4 積替えのみの場所にあっては「私	責替え場」と,保管のみの場所にあっ	っては「保管場」と表示す			
<u>ること。</u>					
5 産業廃棄物処理業者の設置する		のは「産業廃棄物処理業者」			
名」とし、許可番号を名称の前に	<u>記入すること。</u>				

様式第 23 号 (第 22 条関係)

指定業者申請書

新

年 月 日

茨城県知事

申請者 住 所

> 氏 名 法人にあっては, 主たる事務所の所在 し地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号

第9条第2号 第10条の3第2号 の規定による指定を受けたい 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

ので、茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条の規定により、 次のとおり申請し ます。

事務所又は事業所の所在地						電話番号		
事業開始予定年月日			年	月	日	従業員数		人
事業の範囲	業務の種別	1	収集	• 運搬		2	. 処分	
産業廃棄物の種類								
事業の用に供								
数量, 設置場								
事業の用に供する施設の処理方 式,構造及び設備の概要 (業務の種別が収集・運搬のみの場合は不要)								

添付書類 1 申請者が法人の場合は,次の書類

- (1) 事業計画概要説明書
- (2) 定款又は寄付行為
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 業務経歴書
- (5) 役員名簿及び従業員名簿
- (6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号イからへま でに該当しない者であることを誓約する書面
- 2 申請者が個人の場合は,次の書類
- (1) 事業計画概要説明書
- (2) 住民票抄本
- (3) 履歴書
- (4) 従業員名簿
- (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号イからへま でに該当しない者であることを誓約する書面
- 備考 1 業務の種別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 事業を的確に遂行するための技術的能力を示す書類がある場合には、その写しを併せて 添付すること。

様式第4号(第7条)

指定業者申請書

旧

年 月 日

茨城県知事

申請者

住所

氏名

□ 法人にあっては, 主たる事務所の 所在地並びに名称及び代表者の L 氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

殿

第9条第2号 第10条の3第2号

の規定による指定を

受けたいので, 茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条の規定により, 次のとおり申請します。

事務所又は事業所の所在地						電話番号	
事業開始予定年月日			年	月	日	従業員数	人
東紫の祭田	業務の種別	1	収集	・運搬		2 処分	
事業の範囲	産業廃棄物の種類 別紙のとおり						
事業の用に供する施設等の種類,数		別紙のとおり					
量,設置場所及							
事業の用に供する施設の処理方式,		別紙のとおり					
構造及び設備の概要		(業務の種別が収集・運搬のみの場合は不要)					

- 添付書類 1 申請者が法人の場合は、次の書類
 - (1) 事業計画概要説明書
 - (2) 定款又は寄付行為
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 業務経歴書
 - (5) 役員名簿及び従業員名簿
 - (6) 申請者並びに役員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項第4号 トに規定する政令で定める使用人が,同号ハ及びニに該当しない旨を記載した 書類
 - (7) 印鑑証明書
 - 2 申請者が個人の場合は,次の書類
 - (1) 事業計画概要説明書
 - (2) 住民票抄本
 - (3) 履歴書
 - (4) 従業員名簿
 - (5) 申請者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項第4号チに規定す る政令で定める使用人が,同号ハ及び二に該当しない旨を記載した書類
 - (6) 印鑑証明書
- 備考 1 業務の種別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 事業を的確に遂行するための技術的能力を示す書類がある場合には、その写しを 併せて添付すること。

様式第 <u>24</u>号 (<u>第 23 条第 1 項関係</u>)

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 収集運搬業 (処分業) 許可証再交付申請書

新

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住 所

氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地並びに名称及び代表者の氏 名

電話番号

产类皮套物

特別管理産業廃棄物 収集運搬業(処分業)許可証の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行細則第23条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 <u></u> <u>許可番号</u>
収集運搬業・処分業 の区分	1 収集運搬業 2 処分業
再交付申請の理由	

- 備考 1 「収集運搬業・処分業の区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 許可証の<u>毀損</u>又は汚損による申請の場合は、当該許可証を添付すること。
 - 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第<u>5</u>号(<u>第8条</u>)

産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書

旧

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住所

氏名

法人にあっては、<u>主たる事務所の</u> 所在地並びに名称及び代表者の氏

電話番号

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物 収集運搬業(処分業)許可証の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物 の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり申請します。

<u>許可の年月日及び</u> <u>許可番号</u>		<u>年</u>	月	且	<u>第</u>	<u>号</u>
収集運搬業,処分業の区分	1 収集運搬業 2 処分業					
再交付申請の理由						

- 備考 1 収集運搬業,処分業の区分の欄は,該当するものを○で囲むこと。
 - 2 許可証のき損又は汚損による申請の場合には、当該許可証を添付すること。
 - 3 不要の文字は、抹消すること。

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表								
	新		III					
様式第 25 号(第 25 条関係)								
産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物)	収集運搬業(処分業)の欠格要	件に係る届出書						
		<u>年</u> 月 <u>日</u>						
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>								
	届出者							
	住所							
	<u>氏名</u>	<u>印</u>						
	地並びに名称及び代表	者の氏名						
	電話番号							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 🦸) 5 第 3 項において準						
用する同法第7条の2第4項の規定により,	次のとおり届け出ます。							
許 可 の 年 月 日	<u>年</u> <u>月</u>	<u> </u>						
<u>許</u> 可 番 号								
該当するに至った欠格要件								
<u>欠格要件に該当するに至った具体的事由</u>								
欠格要件に該当するに至った年月日	<u>年</u> <u>月</u>	<u>日</u>						
備考 「該当するに至った欠格要件」欄は、		ろ法律第 14 条第 5						
項第2号イ(同法第7条第5項第4号								
ハからホまで(同法第7条第5項第4								
く。) のうち該当するに至ったものを記		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								

新	旧
<u>様式第 26 号(第 26 条第 1 項関係)</u>	
産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書	
<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>	
中美老	
<u>申請者</u>	
<u>住 所</u>	
<u>14 7/1.</u>	
<u>氏 名</u> <u>印</u>	
<u> 法人にあっては、主たる事務所の所在</u>	
<u>地並びに名称及び代表者の氏名</u>	
<u>電話番号</u>	
文坐成衣服如四长礼礼里(亦再)为司子の五大仏とのはよいのべ、世民国成衣服の知四日がは相	
産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の再交付を受けたいので,茨城県廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行細則第26条第1項の規定により,次のとおり申請します。	
に関する仏伴旭日神則第 20 末第1次の死足により、次のこれり中間しより。	
<u> </u>	
施設の種類及び処理	
する廃棄物の種類	
<u>処 理 能 力</u>	
<u>設 置 場 所</u>	
再交付申請の理由	
一円文刊 中間の建田	
備考 1 許可証のき損又は汚損による申請の場合は、当該許可証を添付すること。	

			八纵乔先	果物の処理及び何
		新		
様式第 27 号 (第 28 第	1項関係)			
産業	廃棄物処理施設 にお	いて処理する一般廃棄物	に係る届出書	<u>+</u>
<u>/王 // /</u>				<u> </u>
				年 日 ロ
			<u>:</u>	<u>年</u> 月 <u>日</u>
#* I N I I I I I I	п .			
<u>茨城県知事</u>	<u>殿</u>			
Г				
		<u>所</u> 、 <u>〒</u>		
	<u>(法人にあってに</u> たる事務所の所在			
	<u>氏</u> <u>(</u> 法人にあっては	<u>名</u> · 名		
	称及び代表者の氏			<u> </u>
	電 話 番	<u>亏</u>		
廃棄物の処理及び清払	掃に関する法律第 18	3条の2の5の規定によ), 次のとお	り届け出ます。
産業廃棄物処理施設	設の設置の場所			
産業廃棄物処理	上施設の種類			
産業廃棄物処理施設に	おいて処理する産			
業廃棄物の種類(石綿				
溶融施設である場合に				
廃棄物を処理する旨)	· · · / · · · · · · · · · · · · · · · ·			
産業廃棄物処理施設に		許可年月日: 年		日
び許可番号	VI. W H 1 1 1 /1 H /			日
	to an the control of	H 1 H 7 1	/1	<u> </u>
産業廃棄物処理施設の				
分場にあっては、埋立				
る場所(既に廃棄物が				
る場所を除く。)の面積	及び残余の埋立谷			
量)				
廃棄物の処理及び清掃	- 帚に関する法律第 -			
15 条第1項の許可に付				
産業廃棄物処理施設に				
般廃棄物の種類ごとの				
(石綿含有産業廃棄物				
場合には、石綿含有一	般廃棄物の処理量			
<u>を含む。)</u>				

	新	III
様式第 28 号 (第 28 条第 2 項関係)	_	
産業廃棄物処理施調	設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書	
	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	
住 所		
氏 名	殿	
(法人にあっては、主たる事務所 在地並びに名称及び代表者の氏	<u>の所</u> 名	
	茨城県知事 印	
<u>年 月 日付けで提出</u> 5の規定による届出については、次	のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の2の のとおり受理しました。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
処理する一般廃棄物の種類(石綿		
含有産業廃棄物の溶融施設である		
場合には、石綿含有一般廃棄物を		
処理する旨)		
産業廃棄物処理施設に係る許可の		
年月日及び許可番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法		
律第 15 条第1項の許可に付され		
<u>た条件</u>		
	1 処理することとなった一般廃棄物と産業廃棄物の合	
	まの量が保管場所の能力を超えないこと。	
切 字 声 语	2 当該届出に係る産業廃棄物処理施設の種類及び処理	
<u>留意事項</u>	する産業廃棄物の種類に変更があったとき,又は当該届	
	出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときには,	
	この受理書を添えて、10日以内に知事に届け出ること。	

次城県廃棄物の処理及い清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 								
	新		旧					
様式第29号(第28条第3項関係)	_							
産業廃棄物処理施	記記において処理する一般廃棄	<u>物変更等届出書</u>						
		<i>r</i>						
		<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>						
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>								
12 /A / 13 / 15 25A								
<u>隹</u>	所 〒							
	こあっては,主たる]							
<u>事務</u> 5	<u> </u>							
法人心								
	長者の氏名	<u> </u>						
<u>電</u>	話 番 号							
	l							
廃棄物の処理及び清掃に関する法	律施行規則第 12 条の7の9	第5項の規定により,次のとお						
<u>り届け出ます。</u>								
産業廃棄物処理施設の設置の場所								
<u> 産未廃来物処理地畝の設直の場別</u>								
産業廃棄物処理施設の種類								
処理する一般廃棄物の種類								
廃棄物の処理及び清掃に関する法								
律第 15 条の2の5の規定に基づ く届出受理日								
	* *	per .l						
変更又は廃止の区分	変 更	<u>廃 止</u>						
変更又は廃止年月日	<u>年</u>	<u>月</u> <u>日</u>						
	変更後							
	<u> </u>	2211						
変更内容(変更の場合)								
	 	たこと。						
	ら 10 日以内に届け出てくださ							

	茨切	は県廃棄物の処理及び清掃に	関する法律施行細則 新旧対照表	
	新			旧
様式第 30 号 (第 29 条関係)				
産業廃棄物処理施	証設置者の欠格要件に係る届出書	<u>t</u>		
		年 日 口		
		<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>		
<u>茨城県知事</u> <u>殿</u>				
				
	届出者			
	住所			
	<u>氏名</u>	即		
	(法人にあっては、主た)			
	<u>地並びに名称及び代表</u> 電話番号	<u>有の氏名</u>		
	<u>电加曲力</u>			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	15 条の2の6第3項において準力	用する同法第9条第6		
項の規定により、次のとおり届け出ます。				
産業廃棄物処理施設の設置場所				
産業廃棄物処理施設の種類				
許 可 の 年 月 日	<u>年</u> <u>月</u>	П		
ппп	<u>生</u> <u>九</u> 	<u>B</u>		
許 可 番 号				
該当するに至った欠格要件				
欠格要件に該当するに至った具体的事由				
欠格要件に該当するに至った年月日	<u>年</u> 月	<u>日</u>		
備考 「該当するに至った欠格要件」欄	は,廃棄物の処理及び清掃に関す	る法律第 14 条第 5		
項第2号イ(同法第7条第5項第4	号トに係るものを除く。) 又は第	14 条第 5 項第 2 号		
ハからホまで(同法第7条第5項第		号口に係るものを除		
く。)のうち該当するに至ったものを	<u>£記入すること。</u>			

株式第6号(第14条第1項) 振奏を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	 9 公任停旭 11 神則 利 中 为 忠 衣 旧
A	
注入にあって 注入にあって 注入にあって 注入にあって 注入にあって 注入にかって 注入に入りの所在地 注入に入りの所在地 注入に入りの所在地 注入に入りの所在地 注入に入りの所在地 注入に入りの所在地 注入に入りの 注入に入りの	
2	<u>氏 名</u>
佐東	
者 法人とあって 15. 主なる事 五厘 五厘 五厘 在 所 運 将 先 蛋配番号 正可の年月日 又は 年 月 日 許可盡号 風出の年月日 (全理の年月日) (年 月 日)(全理金号)() 改置場所(全地番) 最終契分場の種選 正確(加) 型 埋立の深さ(m) 型 種土の厚さ(m) 運	翌 人代表者の氏名
注、主たる事	
注	
管理 上 子 生 所 連絡 生 重 基本 電話番号 芝町の年月日 文は 年 月 日 計画番号 届出の年月日 (年月日)(安理布号)()) 設置場所(全地番) 型点の深さ(m) 運動の深さ(m) 運動の深さ(m)	<u>は,主にる事</u> 務所の所在地
重 生 連 年 年 月 日 直 連 年 月 日 直 上<	
査 注 例 連 絡 先 電話番号 許可の年月日 又は 年 月 日 許可番号 届出の年月日 (年 月 日) (受理番号) () 設置場所(全地番) 最終処分場の種類 埋 立の深さ(m) 地 要士の深さ(m)	管理
連 絡 先 電話番号 許可の年月日 又は 年 月 日 許可番号 届出の年月日 (年 月 日) (受理番号) () 設置場所(全地番) 最終処分場の種類 埋 並適(㎡) 埋 生立の深さ(m) 地 要土の厚さ(m)	
許可の年月日 又は 年月日 上許可番号 届出の年月日 (受理の年月日) (年月日) (受理番号) () 設置場所(全地番) <td< th=""><td>者</td></td<>	者
又は 年月日 届出の年月日 (安理の年月日) (年月日)(受理番号)() 設置場所(全地番) 最終処分場の種類 埋立の深さ(m) 選土の厚さ(cm)	連 絡 先 電話番号
届出の年月日 (受理の年月日) (年 月 日)(受理番号)() 設置場所(全地番) 最終処分場の種類 埋立の深さ(m) 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	許可の年月日
(受理の年月日) (年月日)(受理番号)(設置場所(全地番) 最終処分場の種類 面積(㎡) 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	<u>又は</u> <u> </u>
設置場所(全地番) 最終処分場の種類 遊園積(㎡) 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	
最終処分場の種類 埋 面積(㎡) 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	<u>(受理の年月日) </u>
最終処分場の種類 埋 面積(㎡) 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	設置場所(全地番)
埋 面積(m²) 型 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	
埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	最終処分場の種類
埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	77.4±(2)
立 埋立の深さ(m) 地 覆土の厚さ(cm)	<u>埋</u>
	<u>地</u> 覆土の厚さ(cm)
埋立処分の方法	
	埋立処分の方法
埋立処分開始年月日 年 月	埋立処分開始年月日 年 日 日
<u>埋立処分終了年月日</u> <u>年 月</u> <u>日</u>	<u>埋立処分終了年月日</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>
1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図,	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図,
<u>添 付 図 面</u> 立面図, 断面図及び構造図	添 付 図 面 立面図、断面図及び構造図
2 当該施設の周辺の地図	2 当該施設の周辺の地図

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表

が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人		旧
	<u>埋め立てた廃棄</u>	医物の種類及び量
	TEE MEE	
	<u>種 類</u>	<u>量(m3)</u>

				城
		新		
様式	第 31 号(第 30 条第 1 項関係	<u>{)</u>		
		最終処分場届出台	帳	
<u>設</u> 置者	住 所			
<u>管</u> 理	74 - 14			
<u>予</u> 定 者	**	<u>電話番号</u>		
	許可の年月日又は届出の年月日	年 月 日	<u>許可番号</u>	
	設置場所 (全地番)			
	最終処分場の種類			
埋	面 積 (m²)			
<u>立</u>				
<u>地</u>	覆土の厚さ(m)			
	埋立処分の方法			
	埋立処分開始年月日	年	<u>月</u>	<u>B</u>
	埋立処分終了年月日	<u>年</u>	<u>月</u>	<u> </u>
	施設の廃止の確認年月日	<u>年</u>	<u>月</u>	旦
	<u>添 付 図 面</u>	1 埋立終了時の当該施設 図, 断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図 3 石綿含有一般廃棄物、 埋め立てられている場合 る位置を示す図面	<u>図</u> 廃石綿等又は	

<u>塩め・てき産業物の範囲(特</u> 経歴事態と可能的性・地方 経歴事態と可能的性・地方 物が含まれる場合性、その質 を含む。人及び他 を含む。人及び他 <u>本格を全体選手が表現</u> <u>最終を会場選手が表現</u> の終生事態と加致したとを を被との基本のもも、複数の 死上の選挙手したとを を被との基本のもも、複数の 死上の選挙手したとを を対しての基本手が表現した。			大城県廃棄物の処埋及び清	旧	
		10/1		IH	
参照事務に石級会育一般選 動物又是本の高金は、その旨 を含む。)及び最 地上等に容置すべき事項 量産処分福度比確認申請書 の流付書版に記載された水 関係をの推集の下に戻る近 小時度に存むた水質強要		種 類	<u>量 (m³)</u>		
最終処分場廃止確認申請書の旅付書類に記載された水質検査の結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査	該廃棄物に石綿含有一般廃 棄物又は石綿含有産業廃棄 物が含まれる場合は,その旨				
の添付書類に記載された水 質検査の結果のうち,施設の 廃止の確認年月日に最も近 い時点に行われた水質検査	埋め立てた廃棄物の性状に 関し特に注意すべき事項				
	の添付書類に記載された水 質検査の結果のうち,施設の 廃止の確認年月日に最も近				

新	旧
様式第 32 号 (第 30 条第 2 項関係)	様式第7号(第14条第2項)
最終処分場届出台帳閲覧請求書	最終処分場届出台帳閲覧請求書
年 月 日	年 月 日
茨城県知事	茨城県知事 殿
請求者 住所 氏名 (注入にあっては、主たる事務所の所在) 地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号	請求者 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名で代表者の氏名電話番号
最終処分場の届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>第19条の11第</u> 3項の規定により、次のとおり請求します。	最終処分場の届出台帳を閲覧したいので,廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>第19条の5第3</u> 項の規定により,次のとおり請求します。
最終処分場の設置者の氏名 法人にあっては、名称 及び代表者の氏名	最終処分場の設置者の氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名
最終処分場の設置場所	最終処分場の設置場所
最終処分場の種類	最終処分場の種類
閲覧請求の理由	閲覧請求の理由

新	旧
	<u>様式第8号(第15条)</u>
	<u>廃棄物再生事業者登録申請書</u>
	<u>年 月 日</u>
	<u>茨城県知事 殿</u>
	<u>申請者</u>
	住所
	氏名 印
	法人にあっては, 主たる事務所の 所在地並びに名称及び代表者の
	<u>氏名</u>
	電話番号
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録
	を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条の規定により、次のとお
	<u>り申請します。</u>
	<u>事務所及び事</u> 業場の所在地 <u>電話番号</u>
	業場の所在地
	廃棄物の再生 1 古紙 2 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維
	<u>に係る事業の</u> <u>内容</u> <u>5 その他(具体的に記載すること。)</u>
	東 業 の 田 た 供 (1) 保管施設
	<u>事業の用に供</u> <u>する施設の種</u> (1) 保管施設
	<u>類,数量並びに</u> <u>構造及び設備</u>
	<u>の概要</u>

新	旧
	(3) 運搬施設
	経理的基礎に関する資料 添付書類 1 事業場の図面 2 事業計画の概要を記載した書類(別紙1) 3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図立面図、断面図及び構造図 4 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書 5 個人である場合には、その住民票の写し 6 業務経歴を記載した書類(別紙2) 7 前年度の決算書及び今年度の予算書又はそれらに準ずる書類名の他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
	* 登録年月日 年 月 日 *登録年月日 備考 *の欄には、記入しないこと。

新	IH		
	別紙1		
		事業計画概要書	
	事業内容		
	年間取扱量		
	従業員数	<u>스</u>	
		(受入先)	
	取引業者	(販売先)	
	営業区域		
	備考 事業内	容の欄には,具体的な取扱品目について,再生方法・再生状況を詳細に記載す	
	<u>ること。</u>	-	

新	旧
	別紙2
	<u>業 務 経 歴 書</u>
	氏名 (法人にあっては、名称)
	生年月日 (法人にあっては、設立年月日)
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	(年月日)
	<u>業</u>
	上記のとおり相違ありません。
	<u>年</u> <u>月</u> <u>月</u>
	<u>氏</u> <u>名</u>

茨城県廃棄物の処理及び清掃に	関する法律施行細則 新旧対照表
新	旧
様式第 33 号(第 31 条関係)	
<u>廃棄物再生事業者登録申請書</u>	
<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	
茨城県知事 申請者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在) 地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
事務所及び事業場の	
<u> </u>	
廃棄物の再生に係る 事業の内容 1 古紙 2 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維	
事業の内容	
施設の種類	
施設の数量	
施設の構造	
設備の概要	
経理的基礎に関する 資料	
<u>備考</u> 申請に当たっては、施設の概要を記載した書類、施設の図面、施設の写真その他知事 が必要と認める書類を添付すること。	

新 旧 様式第34号 (第37条関係) 様式第9号(第16条) (表) 廃棄物再生事業者登録証明書 廃棄物再生事業者登録証明書 住 所 住 所 (法人にあっては, 主た) ─ 法人にあっては、主 ☐ る事務所の所在地 たる事務所の所在地 □ 法人にあっては,名□ ∫ 法人にあっては,名称 〕 称及び代表者の氏名 及び代表者の氏名 上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり 上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のと 廃棄物再生事業者の登録を受けたことを証明する。 おり廃棄物再生事業者の登録を受けたことを証明する。 年 月 日 年 月 日 茨城県知事 囙 印 茨城県知事 登録年月日 年 月 日 登録番号 登録年月日 年 月 日 登録番号 事業場の所在地 事業場の所在地 再生に係る 再生に係る 事業の内容 事業の内容

新			旧	
(裏)			(裏)	
ら第4号までに掲げる事項に変 を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止	変更があったときは、30 日以内にその旨 し、若しくは休止し、又は休止した事業	までに掲 留 意 事 項 ること。 2 登録を	げる事項に変更があったときは 受けた事業場を廃止し, 若しく	,30日以内にその旨を届け出 は休止し,又は休止した事業
変更事	受理年月日 及び茨城県知事印	変更年月日	変更事項	受理年月日及び 茨 城 県 知 事 印
	1 廃棄物の処理及び清掃に関う ら第4号までに掲げる事項に変 を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止 場を再開したときは、30日以	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <u>第 17 条第1項第1号</u> から第4号までに掲げる事項に変更があったときは,30 日以内にその旨を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止し,若しくは休止し,又は休止した事業場を再開したときは,30 日以内にその旨を届け出ること。 変 事 事 項 受 理 年 月 日	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <u>第 17 条第 1 項第 1 号</u> から第 4 号までに掲げる事項に変更があったときは、30 日以内にその旨を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30 日以内にその旨を届け出ること。 第 本 再 用 日 要 理 年 月 日 変 更 年 月 日	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <u>第 17 条第 1 項第 1 号</u> から第 4 号までに掲げる事項に変更があったときは、30 日以内にその旨を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30 日以内にその旨を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止し、若しく場を再開したときは、30 日以内にその旨を届け出ること。 変 更 事 項 受 理 年 月 日

		新	旧
様式第 35 号 (第 33 条	第1項関係)		様式第10号(第17条)
	廃棄物再生事業者登	録証明書再交付申請書	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書
		年 月 日	年 月 日
茨城県知事	殿	rh === ±4.	茨城県知事 殿
		申請者	
		住 所	申請者(住所)
		氏 名 <u>印</u> 法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名	氏名 法人にあっては,主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名
		電話番号	電話番号
	録証明書の再交付を受けた <u>I項</u> の規定により、次のとこ	いので,茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法おり申請します。	廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 <u>第17条</u> の規定により、次のとおり申請します。
登録年月日	年 月 日	登録番号	登録年月日 年 月 日 登録番号
再交付申請の理由			再交付申請の理由
備考 登録証明書の	<u>毀損</u> 又は汚損による申請の	場合は、当該登録申請書を添付すること。	備考 登録証明書の <u>き損</u> 又は汚損による申請の場合は、当該登録証明書を添付すること。

新	旧
様式 <u>第 36 号</u> (<u>第 39 条関係</u>)	様式 <u>第11号(第18条</u>)
<u>(表)</u> 廃棄物再生事業者登録変更届出書	廃棄物再生事業者登録変更届出書
年 月 日	年 月 日
茨城県知事 殿	
届出者	茨城県知事 殿 届出者 住所
住。所	氏名
氏 名 <u>印</u>	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並) びに名称及び代表者の氏名	(法人にあっては,主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名 電話番号
電話番号	
廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <u>第20条</u> の規定により届け出ます。	廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <u>第17条</u> の規定により届け出ます。
登録年月日 年月日登録番号	登録年月日年月日登録番号
(変更前)	(変更前)
変 更 事 項 (変更後)	変 更 事 項 (変更後)
変更理由	変更理由
変更年月日 年月日	変更年月日 年 月 日

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表 	
新	III
(裏)	(裏)
(実) 1 登録証明書 2 登録事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の変更の場合は、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し 明要を示す書類 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更の場合は、変更内容を記載した平面図、立面図、断面図及び構造図 5 その他知事が必要と認める書類	(裏) 1 登録証明書 2 登録事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の変更の場は、法人にあっては定款 <u>又は寄付行為</u> 及び登記事項証明書、個人にあっは住民票の写し 3 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更の場合は、変更した事業の <u>事業</u> <u>画概要書(様式第8号の別紙1)</u> 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更、場合は、変更内容を記載した平面図、立面図、断面図及び構造図

新 旧 様式第 37 号 (第 35 条関係) 様式<u>第12号</u>(<u>第19条</u>) 廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書 廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書 年 月 日 年 月 日 茨城県知事 殿 茨城県知事 届出者 届出者 住 所 住 所 氏 名 氏 名 法人にあっては, 主たる事務所の所在地並 法人にあっては, 主たる事務所の所在地並 びに名称及び代表者の氏名 びに名称及び代表者の氏名 電話番号 電話番号 廃棄物再生事業場を廃止(休止・再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 廃棄物再生事業場を廃止(休止・再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第21条の規定により、次のとおり届け出ます。 第18条の規定により、次のとおり届け出ます。 登 録 年 月 日 登録番号 年 月 日 登 録 年 月 日 年 月 日 登録番号 事業場の所在地 事業場の所在地 廃止若しくは休止 廃止若しくは休止 又は再開の理由 又は再開の理由 廃止若しくは休止 廃止若しくは休止 年 月 年 月 日 日 又は再開の年月日 又は再開の年月日 備考 1 休止又は廃止の場合は、登録証明書を添付すること。 備考 1 休止又は廃止の場合は、登録証明書を添付すること。 2 不要の文字は、抹消すること。 2 不要の文字は、抹消すること。